



～あなたも民商の共済会に～  
 会員・配偶者は無条件で加入可  
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円  
 見舞金・祝金

# 村上民商ニュース

2016/5/9

NO.172 村上九日市129-1  
 村上民主商工会  
 ☎66-8110 FAX66-8126

## 5月なんでも相談開催

高すぎる国保税

- ・滞納がある。
- ・差し押さえ予告がきた。
- ・国保税を減免したい。
- ・保険証がない。

労災保険・社会保険

- ・社会保険の支払が大変。
- ・従業員を雇おうとしている。
- ・元請から一人親方の労災加入を求められている。

消費税

- ・払いきれない消費税。
- ・分割納付にしたい。
- ・納税猶予の申請をしたい。

日時 5月26日(木)

午後3時から

会場 村上民商事務所

どんな相談でも受け付けます。ひとりで悩まず、民商へお気軽にご相談ください。



## 署名にご協力をお願いします!

竹内会長は、5月21日から全商連定期総会(大阪市)に出席し、皆さんからの署名を持参し提出します。5月中旬頃までに新聞配布時や集金時に、担当者にお渡しください。事務所でも受け付けています。皆さんのご協力をお願いします。

## 商工新聞休刊のお知らせ

連休のため、来週の商工新聞は休刊となり、配布はありません。次回は、5月12日以降からの配布となりますので、宜しくお願いします。

## 連休中のご相談は...

- ・会長 竹内喜代嗣 56-68866へ
- ・事務所へは、留守番電話にメッセージをお願いします。

## 6月の無料法律相談

日時 6月14日(火)午後1時30分から  
 弁護士 新潟中央法律事務所 足立定夫弁護士  
 ☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。  
 ・無料法律相談は偶数月の開催です。(5月はお休みです)  
 ・緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。  
 事務局まで連絡を。

## 民商共済会のお見舞金・お祝金

民商共済会のお見舞金・祝い金の内容と魅力を紹介いたします。

### 見舞金・祝金

|                           | 満64歳以下で加入の方         | 満65歳を過ぎて加入の方       | 満75歳以上の会員と配偶者      |
|---------------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| 入院見舞い<br>(連続3日以上)         | 1日3,000円<br>120日を限度 | 1日3,000円<br>60日を限度 | 1日3,000円<br>30日を限度 |
| 安静加療見舞い                   | 年1回 5,000円          |                    |                    |
| 結婚祝い                      | 2万円                 |                    |                    |
| 出産祝い<br>(女性加入者のみ)         | 2万円                 |                    |                    |
| 長寿祝い<br>(満75歳の誕生日を迎えた加入者) | 5万円                 |                    |                    |
| 死亡弔慰                      | 20万円                | 5万円                | 3万円                |
| 高度障害見舞い                   | 20万円                | 5万円                | 3万円                |
| 火災見舞い                     | 全焼10万円、全焼以外5万円      |                    |                    |

### 民商共済会の魅力

- ①民商会員と配偶者は入院・通院中でも加入できる。
  - ②満15歳以上満64歳以下の方は従業員や同居家族も加入できる。
  - ③75歳以上の見舞金は1,000円増額。
  - ④免責期間は1年から6ヶ月に短縮。
  - ⑤30日以内の入院は領収書のコピーを提出。
- ※③・④・⑤は、平成28年6月1日からになります。



### 3日以上入院したら「入院見舞金」の請求を

- ◆30日以内の入院は、病院からの領収書のコピーを提出。
  - ◆31日以上入院は、他の保険に加入している場合、その保険で使う診断書のコピーを提出。  
 診断書がなければ、民商から「簡易な診断書」の用紙をお渡しします。
- ※◆印は、平成28年6月1日からの対応になります。

